

京都コンサートホール条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第66号）（文化市民局文化部文化課）

京都コンサートホールの大ホールの利用料金の適正化を図るため、その限度額を次のとおり改定することとしました。

区 分	利 用 料 金					
	午 前		午 後		夜 間	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
日曜日、土曜日及び休日	円	円	円	円	円	円
その他の日	298,000	343,000	417,000	480,000	595,000	685,000
	238,000	286,000	334,000	401,000	476,000	572,000

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

なお、同日前に申請があった大ホールの利用料金については、なお従前の例によることとしています。

京都コンサートホール条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榎本 頼兼

京都市条例第66号

京都コンサートホール条例の一部を改正する条例

京都コンサートホール条例の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中

「

298,000 ^円	417,000 ^円	595,000 ^円
238,000	334,000	476,000

を

」

「

343,000 ^円	480,000 ^円	685,000 ^円
286,000	401,000	572,000

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

(文化市民局文化部文化課)